

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成26年(2014年)9月22日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 9月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 9月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】日本放送協会の放送受信料の支払は同協会が定めた方法によるものとされるが,同協会の上記契約に基づく受信料債権は年又はこれより短い時期によって定めた金銭の給付を目的とする債権に当たり,その消滅時効期間は民法169条により5年と解すべきと判示(平成26年9月5日最高裁平成25年(受)第2024号)

【2】交通事故被害者が自殺し遺族が事故後遺症,鬱病発症と自殺との間に因果関係があるとして加害者に損害賠償を請求した事案。自殺との因果関係を否定した上で本件事故の鬱病発症に伴う損害に対する寄与率を10%,後遺障害による労働能力喪失率40%として損害額を算定(平成24年4月16日徳島地裁平成20年(ワ)第154号)

【3】Xの預貯金管理につきXはその子供等との間で弁護士YにXの実印,預金通帳等を預託する和解が成立。その後XがYに本件預託契約の解約等を求め提訴したが,上記和解はX及びその子供等の複合的な契約の一内容をなしX単独で預託契約は解除できないとされた(平成24年10月1日東京地裁平成24年(ワ)第8022号)

【4】原告は被告からコンピュータプログラムの制作を請負ったが未完成のままだったところ,被告が本件制作物を補充,修正し訴外会社に納品。原告は請負代金,出来高分の報酬相当額を求めた。被告は本件成果物により利益を得たとして出来高分の報酬支払が命じられた(平成26年9月11日東京地裁平成23年(ワ)第1742号)

(知的財産)

【5】特許出願人が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案。審決が「相当程度の確立した知見」を前提として引用発明(引用例1)と引用例2から引用例5とを組み合わせることで補正発明を想到することは容易であると判断した点は誤りであるとして審決が取消された(平成26年9月10日知財高裁平成25年(行ケ)第10209号)

【6】「東京維新の会」の文字を標準文字で表してなる商標登録出願の拒絶査定不服審判において商標法4条1項6号の判断の基準時が争点となった事案。同号につき初めて特許庁としての判断が示された審判時をもって判断の基準時とするのが合理的として原告請求を棄却(平成26年9月11日知財高裁平成26年(行ケ)第10092号)

(民事手続)

【7】Xが投資会社Yに対し出資金の返還,配当金の支払を求めた事案。原審はXY間のタイ国裁判所にかかる専属的合意管轄を認め,訴えを却下。控訴審は本件管轄合意は甚だしく不合理で公序法に違反し無効として,第一審判決を取消し差戻した(平成26年2月20日大阪高裁平成25年(ネ)第1031号)

【8】国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防排水門の開門調査に応じない国に対し漁業者らが確定判決に基づき間接強制としての制裁金の支払いを求めたところ原決定はその一部を認容したが,これに対する執行抗告事件においても原決定を支持し国の執行抗告が棄却された(平成26年6月6日福岡高裁平成26年(ラ)第155号)

(刑事法)

【9】「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」所定の公安委員会への届出なしに当該事業を行ったとして,同法違反で起訴された事案。被告人の,同届出制度は憲法21条1項違反との主張を退けた二審判決が維持された(平成26年1月16日最高裁平成23年(あ)第1343号)

【10】税関職員が犯則事件の調査において作成した書面は,検証の結果を記載した書面と性質が同じであると認められる限り,刑訴法321条3項所定の書面に含まれると判示(平成26年3月13日東京高裁平成25年(う)第1464号)

【11】被告人は大型貨物車を運転し時速約60kmで本件交差点に進入し被害者を死傷させ危険運転致死傷罪で懲役6年を言渡された。被告人は赤信号を認めブレーキをかけても停止線を越えてしまう場合には赤信号を殊更無視したとは言えないとして控訴したが棄却された(平成26年3月26日東京高裁平成25年(う)第1744号)

【12】出版社の当時の代表取締役Bと健康食品販売会社Dの代表取締役が無承認医薬品の効能効果を標榜する書籍を出

版したとして、薬事法違反(無承認医薬品広告)に問われたが、出版発行から7年以上経過し一般に閲覧される蓋然性は低いとして共に無罪が言渡された(平成25年5月10日横浜地裁平成23年(わ)第1809号)

(公法)

【13】都立高校の元校長Xが、在職中の都教育委員会による教育の自由の侵害、人格権の侵害、非常勤採用候補者選考につき不合格とした裁量権の逸脱・濫用を主張し国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めたところ、いずれの請求も棄却された事例(平成24年1月30日東京地裁平成21年(ワ)第18587号)

【14】株式暴落で被った損害の賠償金は、株式の価値が失われたことにより被った損害を回復させたものにすぎず、担税力のある利得をもたらすものではないから所得税法が損害賠償金を非課税所得とした趣旨が当てはまるというべきである等として非課税所得になると判示(平成25年12月13日神戸地裁平成24年(行ウ)第6号)

(社会法)

【15】過労死自殺を巡る損害賠償裁判で、タイムカードは法令により保存及び行政機関への提出を義務付けていると解され、労働者の権利保護のためには欠くことができない重要書類であり単なる出退勤時刻の記録であるとして提示命令を阻止しうる正当な理由はないと判示(平成25年7月18日大阪高裁平成25年(ラ)第565号)

【16】解雇前になされた配置転換は無効として配置転換前の地位確認、及び安全配慮義務違反による損害賠償請求が提訴されたが、同一当事者間で類似の訴訟原因による別裁判所の先行訴訟があることを理由に、訴訟要件を欠くものとして本件は却下された(平成26年1月24日福岡地裁平成25年(ワ)第2633号)

(その他)

【17】マンション区分所有者の未払管理費請求に当たり、管理規約に基づき弁護士費用を加算して請求できるか否かが争点となった。原審は裁判所が相当と認めた額のみ認容したが、控訴審では、管理規約に基づき違約罰と解して、実費相当額の弁護士費用の請求を認容(平成26年4月16日東京高裁平成25年(ネ)第6530号、平成26年(ネ)第432号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判 平成26年9月5日 最高裁HP

平成25年(受)第2024号 放送受信料請求事件(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/446/084446_hanrei.pdf

(裁判要旨)

日本放送協会の放送の受信についての契約に基づく受信料債権の消滅時効期間は、民法169条により5年と解すべきである。

(理由)

日本放送協会の放送の受信についての契約においては、受信料は、月額又は6箇月若しくは12箇月前払額で定められ、その支払方法は、1年を2箇月ごとの期に区切り各期に当該期分の受信料を一括して支払う方法又は6箇月分若しくは12箇月分の受信料を一括して前払する方法によるものとされている。そうすると、同協会の上記契約に基づく受信料債権は、年又はこれより短い時期によって定めた金銭の給付を目的とする債権に当たり、その消滅時効期間は、民法169条により5年と解すべきである。

(2) 徳島地判 平成24年4月16日 判例時報2226号83頁

平成20年(ワ)第154号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴<和解>))

本件は、追突事故(以下、「本件交通事故」という。)の被害者が、爾後、自殺をしたという事案について、その被害者遺族らが、被害者は、本件交通事故により頸椎捻挫、頸髄損傷、バレリュー症状等の傷害を負い、また、本件交通事故によりうつ病や特発性低髄液圧症候群にも罹患し、その後、自殺したことも本件交通事故との因果関係が認められるとして、加害者に対し、損害賠償請求を行った事案である。

原告の請求に対し、加害者である被告は、傷害の相当な治療期間、また、本件交通事故とうつ病との因果関係、特発性低髄液圧症候群の発症の事実と本件交通事故により発症したとされる因果関係及び本件交通事故と被害者の自殺との因果関係を争った。

判決においては、本件交通事故と被害者の自殺との因果関係は否定され、死亡についての損害の請求は、認められなかった。

原告は、予備的に、死亡との因果関係が認められなかったとしても、被害者は、本件交通事故によりうつ病、低髄液圧症候群及び自傷による骨盤骨折等の傷害を負うに至り、その結果、後遺障害等級5級2号ないし7級4号に相当する後遺障害を負ったと主張していたが、判決は、本件交通事故による低髄液圧症候群の発症及びそれにより生じる症状等について、うつ病による影響を除いても、後遺障害等級9級に相当するものと認定し、うつ病については、交通事故体験者の9割は、交通事故によってうつ病を発症するものではないという鑑定書と、夫の認知症や家族関係の悩み等が自殺をした被害者のうつ病の発症に寄与したことをふまえ、本件交通事故のうつ病発症に伴う損害に対する寄与の割合は10パーセントと認め、うつ病の影響を踏まえた本件交通事故による後遺障害による労働能力喪失率は40パーセントとするのが相当として、損害を算定した。

(3) 東京地判 平成24年10月1日 判例タイムズ1402号127頁

平成24年(ワ)第8022号(請求棄却・控訴)

Xが、二男B及び次女Dが、Xの預貯金をXに無断で引き出したとして、弁護士Yを訴訟代理人に選任して、B及びDを被告として提起した不当利得返還請求訴訟(後にDに対する訴えについては取り下げた。)において、X、B並びに利害関係人として参加したXの長男A、D及びBの妻Eとの間で、B及びEがXに対しXの口座を解約したことによって受領した金員をXに返還することに加え、X名義の口座をYが管理することと、そのためにXがYに対し、Xの実印や預金通帳等を預託すること等を内容とする和解が成立した。Xは、当該和解に基づき、Yに対し実印等を預託したが、後日、Yに対し本件預託契約を解約する旨の意思表示をし、預託品の返還等を求める訴訟を提起した。

本判決は、上記和解条項の趣旨及び目的は、口座の管理を第三者にゆだねた上、Xの預金債権の行使に制限を加えるとともに、いずれXを相続することになるA、B及びDが当該預金債権の状況を把握した上で、互いに抜け駆けをしないよう取り決めたものであると認められ、当該和解の各条項は、これらを実現するために相互に密接な関連性を有するとし、本和解は、訴訟行為であると同時にX、A、B及びDがした複合的な契約の一内容をなし、このような契約に基づき本件預託契約が締結されたことからすると、Xのみが本件預託契約を解約することは許されず、Xは、A、B及びDの承諾を得たうえで、これらの者と共にYに対し解約の意思表示をすることが必要であるから、一部の者が解約に反対している本件ではXの請求は認められないとした。

(4)東京地判 平成26年9月11日 裁判所HP

平成23年(ワ)第1742号 請負代金等請求本訴事件(一部認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/476/084476_hanrei.pdf

原告が被告から請け負ったコンピュータープログラムの開発に関し、原告が、被告に対し、主的に、被告の責めに帰すべき事由により原告の債務が履行不能になったと主張して、民法536条2項前段に基づき、請負代金692万1857円の支払を、予備的に、信義則又は民法641条に基づき、出来高の報酬相当額又は損害賠償金401万4214円の支払を求めた事案。

原告が未完成のまま制作作業を中止した後、被告が本件成果物を補充、修正して完成させ、訴外会社に納品したのであるから、原告の本件債務は、これにより、社会通念上、履行不能となったものと認められる。原告が本件プログラムの制作作業を中止して、その後しばらくの間連絡も絶ってしまい、訴外会社との間で合意された納期に間に合わせるためには、被告自身が本件成果物を補充、修正して本件プログラムを完成させるほかない状態に陥ったことに鑑みれば、本件契約に基づく原告の債務の履行不能が、被告の責めに帰すべき事由によるものであるとは認められない。

しかし、被告は、本件成果物を利用して本件プログラムを完成させて訴外会社に納品したのであるから、被告は、本件成果物により利益を有するということができ、出来高の報酬を請求することが相当でないとする特段の事情は窺えないから、信義則上、原告は、被告に対し、本件プログラムの出来高の報酬を請求することができるとして、159万2667円の報酬を認定した。

【知的財産】

(5)知財高裁 平成26年9月10日 裁判所HP

平成25年(行ケ)第10209号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/454/084454_hanrei.pdf

特許出願人が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消しを求めた事案であって、審決が「相当程度の確立した知見」を前提として、引用発明(引用例1)と引用例2から引用例5とを組み合わせることで補正発明を想到することは容易であると判断した点は誤りであるとして、審決が取消された事案。

補正発明と引用発明とは、「Ile Pro Pro(IPP)及び/又はVal Pro Pro(VPP)を有効成分として含有する薬剤」として一致し、相違点は、薬剤の用途が、補正発明においては、「血管内皮の収縮・拡張機能改善及び血管内膜の肥厚抑制の少なくとも一方の作用を有する剤」であるのに対して、引用発明においては、「ACE阻害活性を示す、抗高血圧剤」である点である。

引用例2から引用例4には、シラザプリル等のACE阻害剤(アンジオテンシン変換酵素阻害薬)を人体や動物に投与した実験において、血管内皮の機能改善作用、血管内膜の肥厚抑制作用が確認されたことを読み取ることができる。

しかしながら、本願優先日当時においては、上記と異なる実験結果を示す複数の技術文献が存することから、ACE阻害剤であれば原則として血管内皮の収縮・拡張機能改善作用又は血管内膜の肥厚抑制作用のうち少なくともいずれか一方を有するとまではいえず、個々のACE阻害剤が実際にこれらの作用を有するか否かは、各別の実験によって確認しなければ分からないというのが、当業者の一般的な認識であった。しかも、IPP及びVPPと、引用例2から引用例5に記載されたシラザプリル等のACE阻害剤との間には、性質、構造において大きな差異が存在する。他方、IPP及びVPPと上記ACE阻害剤との間に、ACE阻害活性を有すること以外に特徴的な共通点は見当たらない。

このような本願優先日当時の当業者の一般的な認識に鑑みれば、当業者が、ACE阻害活性の有無に焦点を絞り、引用発明においてIPP及びVPPがACE阻害活性を示したことのみをもって、引用例2から引用例5に記載されたACE阻害剤との間には、前述したとおりACE阻害活性の強度及び構造上の差異など種々の相違があることを捨象し、IPP及びVPPも上記ACE阻害剤と同様に、血管内皮の機能改善作用、血管内膜の肥厚抑制作用を示すことを期待して、IPP及び/又はVPPを用いることを容易に想到したとは考え難い。

また、仮に、当業者において、引用例2から引用例5に接し、前記一般的な認識によれば必ずしも奏功するとは限らないとはいえ、ACE阻害活性を備えた物質が上記作用を示すか否か試行することを想起したとしても、前述したとおり、IPP及びVPPは、性質、構造において上記ACE阻害剤と大きく異なり、特にIPP及びVPPのACE阻害活性は上記ACE阻害剤よりもかなり低いものといえるから、試行の対象としてIPP及び/又はVPPを選択することは、容易に想到するものではないというべきである。

以上によれば、引用発明と引用例2から引用例5とを組み合わせることで補正発明を想到することは容易とはいえず、本件審決が、「相当程度の確立した知見」を前提として、引用発明と引用例2から引用例5とを組み合わせ、これらを併せ見た当業者であれば、引用発明においてACE阻害活性を有することが確認されたIPP及び/又はVPPを、血管内皮の収縮・拡張機能改善及び血管内膜の肥厚抑制の少なくとも一方の作用を有する剤として用いることに、格別の創意を要したものとはいえないと判断した点は誤りである。

(6)知財高判 平成26年9月11日 裁判所HP

平成26年(行ケ)第10092号 商標権審決取消請求事件(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/459/084459_hanrei.pdf

「東京維新の会」の文字を標準文字で表してなる商標登録願の拒絶査定不服審判において、東京維新の会は、地域政党であって、少なくとも東京都及びその周辺地域に広く認識されているといえるから、標章「東京維新の会」は、公益に関する団体であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なものであり、これと同一又は類似の商標である本願商標は、商標法4条1項6号に該当し、登録することができないとした、商標法4条1項6号の判断の基準時が争点となった。

審査官は商標法4条1項7号の拒絶理由通知を発していたのに対し、審判体は同条1項6号という拒絶査定の理由とは異なる新たな拒絶の理由を発見し、新たな拒絶理由通知を発した上で、異なる拒絶の理由に基づいて審決をしたものである。審査官においては商標法4条1項6号の拒絶理由の存否については全く判断をしておらず、審決において初めて同号の拒絶理由の存否について判断したものであるから、このような場合、審査官の拒絶査定において全く判断の対象とならなかった商標法4条1項6号の判断について、査定時を判断の基準時とする合理性はなく、同号について初めて特許庁としての判断が示された審判時をもって、判断の基準時とするのが合理的である、として原告の請求は棄却された。

【民事手続】

(7)大阪高判 平成26年2月20日 判例時報2225号77頁

平成25年(ネ)第1031号 出資金返還等請求控訴事件(取消・差戻(上告・上告受理申立,上告棄却・不受理))

投資業者Y社から出資に関する勧誘を受けたXが、Y社との間で投資に関する契約(本件契約)を締結し、合計6000万円の出資金を交付したところ、本件契約で定められた配当金の支払がなく、出資金も返還されないとして、Y社に対し、本件契約に基づき、出資金及び配当金の一部の支払を求めた事案において、本件契約にタイ国バンコク郡裁判所を専属的第一審管轄裁判所とする管轄合意が明記されていることから、Y社は、国際的専属的裁判管轄の合意がある(本件管轄合意)と主張して訴え却下を求め、Xは、本件管轄合意は甚だしく不合理で公序法に違反するから無効だと主張した。第一審は、本件管轄合意が甚だしく不合理で公序法に違反するものとまでは評価できないなどとして、同合意の有効性を認め、訴えを却下した。

控訴審は、XもY社も日本人又は日本法人で、契約締結地も支払義務の履行地も日本であること、投資対象に争いがあるが、Y社主張のタイ国法人であるとしても、同社はY社側のグループに属し、Y社がファンドの投資状況等を日本で把握することに特段の支障がなく、タイ国の裁判所を管轄裁判所とすべき合理的理由はないこと、Y社は「法務リスクの一元的な管理」の観点から本件管轄合意の合理性を主張するが、「法務リスクの一元的な管理」の具体的内容は明らかでなく、斟酌できないこと、などから、本件管轄合意は甚だしく不合理で公序法に違反するから無効である、として、第一審判決を取り消して本件を第一審に差し戻した。

(8)福岡高決 平成26年6月6日 判例時報2225号33頁

平成26年(ラ)第155号 間接強制決定に対する執行抗告事件(抗告棄却(許可抗告))(諫早湾堤防開門間接強制事件執行抗告審決定)

国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防排水門の開門調査に応じない国に対し、漁業者らが確定判決(佐賀地裁平成20年6月17日判決・判例時報2014号3頁、福岡高裁平成22年12月6日判決・判例時報2102号55頁)に基づき、間接強制としての制裁金の支払いを求めたところ、原決定(佐賀地裁平成26年4月11日決定)はその一部を認容した(平成26年6月11日までに開門しない場合には制裁金として1人あたり1日1万円の支払命令)。これに対する執行抗告事件において、裁判所は、国には判決確定の日から3年を経過する日までに、防災上やむを得ない場合を除き、潮受堤防の各排水門を解放し、以後5年間にわたってその開放を継続せよとの確定判決である債務名義が存在するところ、確定後3年を経過し、執行文も付与されているから、執行開始の一般的要件を満たしている、開門についての管理は国から長崎県に委託されているが、国の意思のみで開放することができ、第三者の協力又は同意を要するものではないから、国が自己の意思のみで履行することのできる債務であることは明らか、関係自治体や地元関係者が開放に反対し、協力又は同意が得られず、対策工事が実施できないなどの事実上の障害がある旨の主張は採用できず、別件仮処分決定(長崎地裁平成25年11月12日決定:国に対し開門禁止を命ずる仮処分決定)という事実上の障害がある旨の主張も、別件仮処分決定は本件確定判決の債務を間接強制の対象とすることを妨げる事由とはならない、本件申立が著しく信義誠実の原則に反する、正当な権利行使の名に値しないほど不当なものとは認められない、として、原決定を支持し、国の執行抗告を棄却した。

【刑事法】

(9) 最一判平成26年1月16日 判例タイムズ1402号54頁

平成23年(あ)第1343号 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反被告事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/879/083879_hanrei.pdf

自宅に設置したサーバコンピュータを利用して、電子掲示板を含むウェブサイト进行管理・運営していた被告人が、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律所定の都道府県公安委員会への届出をしないでインターネット異性紹介事業を行ったとして、同法違反の罪で起訴された事案で、被告人は、同届出制度が憲法21条1項に違反する旨の主張をした。

本判決は、思慮分別が一般に未熟である児童を児童売春その他の犯罪から保護し、その健全な育成を図ることは、社会にとって重要な利益であるとして、同法の目的の正当性を確認したうえで、同事業について規制を必要とする程度が高いこと、同法において届出を義務づけている事項を事業者自身からの届出により事業開始段階で把握することは、都道府県公安委員会による監督等の同法所定の権限を適切かつ実効的に行使し、ひいては同法の目的を達成することに資すると指摘し、制限される自由や制限の態様等について、届出事項の内容は限定されたものであり、届出自体により事業者によるウェブサイトへの記載や事業利用者による書き込みの内容が制約されるものではないことなどを指摘し、本件届出制度は、正当な立法目的を達成するための手段として必要かつ合理的なもので、憲法21条1項に違反するものではない旨を判示し、被告人を罰金50万円に処するとして二審判決を維持した。

(10) 東京高判 平成26年3月13日 最高裁HP

平成25年(う)第1464号 覚せい剤取締法違反、関税法違反被告事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/411/084411_hanrei.pdf

(要旨)

税関職員が犯則事件の調査において作成した書面は、検証の結果を記載した書面と性質が同じであると認められる限り、刑訴法321条3項所定の書面に含まれる。

(事案)

被告人3名が、氏名不詳者らと共に謀の上、営利の目的で、覚せい剤を日本国内に輸入しようと計画し、ラスベガスの空港でJ航空2140便に搭乗する際、ビニール袋39袋に小分けされた覚せい剤約10.981キログラムを食品の箱39箱に収納し、スーツケース3個に隠し、機内預託手荷物として同機に積み込ませ、ソルトレイクシティの空港でJ航空635便に積み替えさせ、同便により東京国際空港に到着し、スーツケース3個を機外に搬出させて日本国内に持ち込み、東京税関羽田税関支署旅具検査場を通過しようとしたが、税関職員に発見され目的を遂げなかったことについて、覚せい剤取締法違反、関税法違反の罪で起訴された。

第1審は、被告人3名を有罪とした。被告人3名は税関職員作成の写真撮影報告書や差押調書等の書面に刑訴法321条3項を準用又は類推適用することはできないなどとして控訴した。

(判断)

各書面の作成者は、関税法に定める税関職員であるところ、犯則事件の特殊性から、犯則嫌疑者に質問したり所持する物件等を検査したりできるほか、裁判官の発する許可状により強制処分である臨検、搜索及び差押えができるものとされ、これらの調査をしたときには法令に定める事項を記載した調書を作成すべきものとされている点で(関税法第11章第1節、同法施行令第9章参照)、税関職員による犯則事件の調査は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が行う犯罪の捜査に類似する性質を有するものと認められるから、税関職員が犯則事件の調査において作成した書面であっても、検証の結果を記載した書面と性質が同じであると認められる限り、刑訴法321条3項所定の書面に含まれるものと解するのが相当であり、控訴趣意には理由がなく、他の論旨にも理由がないから、控訴を棄却する。

(11) 東京高判 平成26年3月26日 最高裁HP

平成25年(う)第1744号 危険運転致死傷被告事件(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/412/084412_hanrei.pdf

(事案)

被告人は、大型貨物自動車を運転して本件交差点を直進しようとして、時速約60kmの速度で本件交差点に進入し、本件交差点南側出口の横断歩道上を横断中の被害者2名(いずれも当時7歳)に自車に衝突させ、1名を死亡させ、1名に全治7日間の傷害を負わせたことにより、危険運転致死傷罪で起訴され、第1審判決は懲役6年の刑に処した。

被告人は、赤色信号を認めた時点でブレーキをかけても本件交差点入口の停止線(以下「本件停止線」という。)を越えてしまう場合には、赤色信号を殊更に無視したとはいえず同罪は成立しないから、法令の適用の誤りがあるなどとして控訴した。

(判断)

被告人は、本件横断歩道等から約87.3メートル手前の地点で赤色信号を認識し、同地点で直ちにブレーキをかければ、本件停止線を越えたとしても本件交差点内の本件横断歩道等の手前で停止することができ、これによって本件交差点内での事故発生などの危険が生じる可能性はまずなく、かつ本件交差点での衝突事故を回避できる状況にあり、さらにそもそも対面信号が赤色であるから本件トラックを進行させることが絶対的に禁じられているのに、黄色信号を認識した時点でいったんアクセルから足を離れたものの、赤色信号を認識して排気ブレーキを解除し、減速することもなくあえて従前の速度のまま進行したのであり、およそ赤色信号に従う意思がなく、赤色信号を殊更に無視したものと評価すべきであり、危険運転致死傷罪の成立を肯定した原判決の判断に誤りはないから、控訴を棄却する。

(12) 横浜地判平成25年5月10日 判例タイムズ1402号377頁

平成23年(わ)第1809号 薬事法違反被告事件(無罪・確定)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/288/083288_hanrei.pdf

出版社Aの当時の代表取締役Bと編集業務担当者Cが、健康食品販売会社Dの代表取締役Eと共謀の上、A社の業務に関し、平成14年4月頃、D社が販売するキトサン含有の錠剤である無承認医薬品「D」の効能効果を標榜する書籍を出版発行した上、平成21年8月から同23年6月にかけて4か所の書店で書店店員らを介して本件書籍各1冊を氏名不詳者に販売し、同年9月に4か所の書店で、書店店員らを介し、本件書籍各1冊を陳列棚に陳列して不特定多数の者に閲覧可能な状態にしたとして、無承認医薬品広告禁止(薬事法68条)違反の罪に問われた事案において、本判決は、本件書籍が出版発行されれば取次店と取引関係にあるどこかの書店でそれが販売・陳列される蓋然性はかなり大きいとし、取次店や書店の店員らについて、いわゆる「情を知らない者」として道具性を認め、間接正犯が成立しうるとしたものの、本件書籍が、いわゆるタイアップ出版による健康関連の実用書であって、出版発行から相当期間が経過すれば、書店で書籍が販売・陳列される確率が大きく減っていくという流通実態からすると、出版発行から7年以上も経過した時点での販売・陳列が問題となっている本件では、本件書籍の出版発行によりその販売・陳列という行為が惹起される蓋然性はかなり低く、間接正犯は成立しないとして、B及びDに無罪を言い渡した。

【公法】

(13) 東京地判平成24年1月30日 判例タイムズ1402号85頁

平成21年(ワ)第18587号 損害賠償請求事件(請求棄却・控訴(控訴棄却))

都立高校の元校長Xが、在職中、都教育委員会が職員会議における挙手・採決を禁止する旨の通知を発出したことが教育の自由の侵害にあたること、校長連絡会において発言を制限したこと等が表現の自由及び人格権の侵害にあたること、卒業式等の国歌斉唱時に国旗を向いて起立して斉唱する内容の個別的職務命令を発出するよう繰り返し指導したことが人格権の侵害に当たること等を主張し、また、Xを非常勤採用候補者選考につき不合格としたことは裁量権の逸脱・濫用であると主張して国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求めた事案について、本判決は、挙手、採決禁止の通知については、その相当性について議論があり得るとし、個別的職務命令発出を求める指導回数についても、いささか多きに過ぎる感がないではないとしたものの、いずれの行為もXの権利を侵害するものではなく、非常勤教員採用選考に関しても、あくまでも定年等によっていったん退職した者を新たに選考して任用するものであるから、都教育委員会には任用につき広範な裁量権があり、Xを不合格とした理由の基本となる事実関係について大筋で誤認はなく、裁量の逸脱・濫用はないとし、Xの請求を棄却した。

(14) 神戸地判平成25年12月13日 判例時報2224号31頁

平成24年(行ウ)第6号 所得税更正処分等取消請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

営利目的で継続的に株式を売買していたXらが、平成18年、C社株式につき有価証券報告書の虚偽記載の公表により株価が暴落して損害を被ったため、C社に対し金融商品取引法21条の2に基づく損害賠償請求訴訟を提起し損害賠償金のほか、弁護士費用相当額及び遅延損害金等の請求が認められC社から認容額全額の支払を受けた。

処分行政庁は本件損害賠償金等が所得税の課税対象に当たるとして所得税額等更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を行ったところXらが所得税法所定の「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受けた損害賠償金」に当たり非課税所得に該当するとして処分の取消を求めた事案である。

本判決は、本件損害賠償金は株式の価値が失われたことによりXらが被った損害を回復させたものにすぎず、担税力のある利得をもたらすものではないから所得税法が損害賠償金を非課税所得とした趣旨が当てはまるというべきである等を理由に非課税所得になると判断した。

【社会法】

(15)大阪高判平成25年7月18日 判例時報2224号52頁

平成25年(ラ)第565号 検証物提示命令に対する抗告事件 抗告棄却(確定)

Xは、夫AがY事業所における長時間労働でうつ病に罹患して自殺したことを理由とする損害賠償請求訴訟のためAの同僚のタイムカード等の証拠保全の申立をし、原審裁判所はAのタイムカードについて検証物提示命令を発した。Yはタイムカードの提出により時間外手当の不払いが明らかになると労働基準法に基づき刑に処せられる可能性があるとして民事訴訟法220条4号イ(自己負罪拒否特権)に該当することや関連性がないこと等を主張して原決定の取消を求めた。

本決定は、タイムカードは法令により保存及び行政機関への提出を義務付けていると解され労働者の権利保護のためには欠くことができない重要な書類であり、客観的な出退勤時刻を記録しているにすぎないとして提示命令を阻止しうる正当な理由にあらず、また最高裁決定を引用して関連性がないことを理由に即時抗告することは許されないとしてYの抗告を棄却した。

(16)福岡地判 平成26年1月24日 判例時報2226号46頁

平成25年(ワ)第2633号 損害賠償等請求事件(却下(確定))

本件は、以前、雇用されていた会社から解雇された原告が、当該会社を被告として、解雇前になされた配置転換について、無効であるとして、配置転換前の労働契約上の地位にあることの確認を求めるとともに、本件配置転換等が安全配慮義務に違反するとして、債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求を行ったものである。

なお、本件訴訟より先に、原告は、別の裁判所に対し、同じ被告を相手として、解雇が無効であるなどとして、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認及び労働契約に基づく賃金支払いを求め、配置転換等については、安全配慮義務に違反するとして、債務不履行に基づく損害賠償請求の提起を行っており、争っていた。

そのため、本件訴訟の被告は、本件は、先行の訴訟と当事者及び請求について、同一であるとして、重複訴訟の禁止に規定により却下されるべきと主張した。

本件において、当事者の同一性が認められることは明らかであったが、地位確認請求及び損害賠償請求のそれぞれについて、請求の同一性が認められるかどうかが問題となり、裁判所は、地位確認請求については、配置転換前の労働契約上の地位を有するというためには、本件配置転換及び本件解雇がともに無効であるということが前提となり、本件訴訟の判断が、先行する訴訟の判断と、内容の矛盾抵触の可能性がある上、審判の重複による不経済及び相手方当事者である被告の応訴の煩わしさを強いることになるとして請求の同一性を肯定し、また、損害賠償請求については、(ア)債務不履行に基づくものについては、両訴訟で主張されている安全配慮義務違反の内容が同一であり、主張されている損害が多くの部分で重なることから訴訟物の同一性を認めて、請求の同一性が肯定され、(イ)不法行為に基づく損害賠償請求については、(本件訴訟において新たに追加されたものであったが、)両者は、同一の社会生活関係に基づいて同一の目的を実現するための請求であって、二重の給付が認められるものではないことなどから、先行する訴訟において訴えの選択的追加的併合を求めるという方法によっては賄えない特段の事情が認められた場合でないかぎり、権利濫用ないし信義則違反と解すべきであるとした上で、本件では、そのような特段の事情は認められず、訴訟要件を欠くものとして、本件訴訟を却下した。

【その他】

(17)東京高判平成26年4月16日 判例時報2226号26頁

平成25年(ネ)第6530号・同26年(ネ)第432号 管理費等請求控訴,同附帯控訴事件(控訴棄却,原判決一部変更(上告受理申立て))

本件は、都内のマンションの管理組合が原告として、同マンションの区分所有者の一人が管理費(修繕積立金等を含む)の支払いを怠ったために、同人を被告として、未払管理費(修繕積立金等を含む)、確定遅延損害金、弁護士費用及び遅延損害金の支払いを請求したというものであり、特に、同マンションの管理規約において、弁護士費用につき、「区分所有者が管理組合に支払うべき費用を所定の支払期日までに支払わないときは、管理組合は当該区分所有者に対し、違約金としての弁護士費用を加算して請求することができる」という旨が定められていたため、弁護士費用として、実費相当額が認められるか否かということが争点になった事案である。

原審は、弁護士費用を除く未払管理費等については請求を認容したが、弁護士費用については、原告の請求する管理規約に基づく実費相当額ではなく、裁判所が相当と認める金50万円に限定して認容をし、その余の請求を棄却した。

原審の判決に対して、被告が不服として控訴をし、原告が請求を拡張する等の附帯控訴をしたところ、控訴審は、以下のように判示した。

弁護士費用について、以下の管理規約の定める「違約金としての弁護士費用」の違約金とは、一般に契約を締結する場合において、契約に違反したときに、債務者が一定の金員を債権者に支払う旨を約束し、それにより支払われるものである。

そして、管理組合が、管理費等を滞納している区分所有者に対し、滞納管理費等を訴訟上請求し、それが認められた場合であっても、債務不履行に基づく損害賠償請求の場合には、損害としての弁護士費用の請求が認められていないから、管理組合の持ち出しになってしまうという事態が生じ得るが、衡平の観点から問題であり、管理規約により弁護士費用を違約金として請求することができるように定めており、当該定めは合理的なものであり、違約金の性格は違約罰(制裁金)と解するのが相当である。

したがって、違約金としての弁護士費用は、管理組合が弁護士に支払義務を負う一切の費用と解されるとして、実費相当額の弁護士費用金102万9565円の請求を認めた。

【紹介済み判例】

東京地判 平成23年8月26日 判例タイムズ1402号344頁
平成20年(ワ)第831号 特許権侵害差止等請求事件(一部認容・控訴(後控訴取下))
法務速報125号18番で紹介済
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/560/081560_hanrei.pdf

知財高判平成23年11月30日 判例タイムズ1402号269頁
平成23年(ネ)第10004号特許権侵害差止等請求控訴事件(控訴棄却・確定)
法務速報128号12番で紹介済
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/792/081792_hanrei.pdf

大阪地判平成25年11月25日 判例タイムズ1402号69頁
平成23年(行ウ)第178号遺族補償年金等不支給決定処分取消請求事件(認容・控訴)
法務速報158号25番で紹介済
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/814/083814_hanrei.pdf

最三判平成26年1月14日 判例時報2226号18頁
平成23年(受)第1561号 認知無効,離婚等請求本訴,損害賠償請求反訴事件(上告棄却)
法務速報153号1番で紹介済

東京高決平成26年3月5日 判例時報2224号48頁
平成26年(ラ)第316号 免責許可決定に対する抗告事件(取消(確定))
法務速報159号19番で紹介済

最一決平成26年3月10日 判例時報2224号74頁
平成24年(あ)第744号 覚せい剤取締法違反,関税法違反被告事件(上告棄却)
法務速報155号15番で紹介済
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/038/084038_hanrei.pdf

最二判平成26年3月14日 判例時報2224号44頁
平成25年(受)第1420号 遺留分減殺請求事件(破棄差戻)
法務速報155号2番で紹介済
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/040/084040_hanrei.pdf

最二判平成26年3月14日 判例タイムズ1402号57頁
平成25年(受)第1420号 遺留分減殺請求事件(破棄差戻)
法務速報155号2番で紹介済
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/040/084040_hanrei.pdf

最三判平成26年4月22日 判例タイムズ1402号64頁
平成24年(あ)第1816号 住居侵入,殺人,鉄砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(破棄差戻)

法務速報157号17番で紹介済

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/139/084139_hanrei.pdf

最一判平成26年4月24日 判例時報2225号68頁

平成25年(受)第419号 執行分付与請求事件(上告棄却)

法務速報157号13番で紹介済

最一判平成26年4月24日 判例タイムズ1402号61頁

平成25年(受)第419号執行文付与請求事件(上告棄却)

法務速報157号13番で紹介済

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/146/084146_hanrei.pdf

知財高判平成26年5月16日 判例時報2224号146頁

平成25年(ネ)第10043号 債務不存在確認請求控訴事件(変更(一部認容・一部棄却)(確定))

法務速報157号10番で紹介済

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/040/084040_hanrei.pdf

知財高決平成26年5月16日 判例時報2224号146頁

平成25年(ラ)第10007号 特許権仮処分命令申立却下決定に対する抗告申立事件(抗告棄却(許可抗告<不許可>))

法務速報157号26番で紹介済

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/207/084207_hanrei.pdf

知財高判平成26年5月16日 判例タイムズ1402号166頁

平成25年(ネ)第10043号 債務不存在確認請求控訴事件(変更・確定)

法務速報157号10番で紹介済

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/209/084209_hanrei.pdf

知財高決平成26年5月16日 判例タイムズ1402号166頁

平成25年(ラ)第10007号 特許権仮処分命令申立却下決定に対する抗告申立事件(抗告棄却・許可抗告(後不許可))

法務速報157号26番で紹介済

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/207/084207_hanrei.pdf

2. 平成26年(2014年)9月22日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

3.9月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

那須・本間法律事務所編 商事法務 288頁 4,104円
ビルオーナーのための建物賃貸借契約書の法律実務

青山修 著 きんざい 268頁 2,916円
最新 根抵当権実務

成年後見センター・リーガルサポート 編著 日本加除出版 213頁 2,700円
成年後見監督人の手引き

川口恭弘/木目田 裕/平田公一/松崎裕之 著 経済法令研究会 293頁 2,700円
インサイダー取引規制と未然防止策 取引事例と平成25年改正を踏まえたポイント

石山卓磨 著 中央経済社 279頁 3,456円
会社法改正後のコーポレート・ガバナンス

4.9月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

宇賀克也 著 新日本法規 387頁 4,752円

Q&A新しい行政不服審査法の解説

現代人文社 256頁 3,240円

季刊 刑事弁護 増刊 刑事弁護ビギナーズ ver.2 使える書式・資料と模擬接見動画を収録したDVD付き

愛知県弁護士会 編 日本評論社 223頁 2,592円

事件類型別 弁護士会照会

伊藤隆史 著 日本法令 159頁 2,052円

営業職の労働時間管理と賃金のトラブルを回避!「事業場外みなし労働時間制」の実務

弁護士法人 御堂筋法律事務所 編 新日本法規 414頁 4,752円

懲戒処分をめぐる法律実務 Q&Aと事例

事業再編実務研究会 編 民事法研究会 551頁 5,832円

あるべき私的整理手続の実務

5. 発刊書籍<解説>

「成年後見監督人の手引き」

成年後見監督人の義務と権限,法定後見監督人の職務及び任意後見監督人の職務などが解説されている。書式例も掲載されている。

「事件類型別 弁護士会照会」

交通事故,離婚,相続など,案件ごとの具体的な利用法や,市町村,県,国,病院,保険会社など紹介先ごとの照会事項及び照会理由の書式が掲載されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。